

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 4 2 号

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸都市計画水野地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
施行規則（平成 6 年瀬戸市規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下  
線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>名古屋都市計画水野地区計画の区域内にお</u> <u>ける建築物の制限に関する条例施行規則</u> (趣旨) 第 1 条 この規則は、<u>名古屋都市計画水野地区計</u> <u>画の区域内における建築物に関する制限に関す</u> <u>る条例</u>（平成 6 年瀬戸市条例第 8 号。以下「<u>条</u> <u>例</u>」という。）の施行に関し必要な事項を定め るものとする。</p>	<p><u>瀬戸都市計画水野地区計画の区域内にお</u> <u>ける建築物の制限に関する条例施行規則</u> (趣旨) 第 1 条 この規則は、<u>瀬戸都市計画水野地区計</u> <u>画の区域内における建築物に関する制限に関す</u> <u>る条例</u>（平成 6 年瀬戸市条例第 8 号。以下「<u>条</u> <u>例</u>」という。）の施行に関し必要な事項を定め るものとする。</p>

別記様式中「瀬戸都市計画」を「名古屋都市計画」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日から施行する。